

## 協議第 1 号

### 広域化の方式について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 9 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会  
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。 2 広域化に併せ、消防行政に係る意見調整組織を設置する。
---------	--

(調整理由)

#### 1 広域化の方式について

- ・行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るという広域化の目的に照らし、経費節減とスピード感のある意思決定を行うこと、また、専門的な消防サービスを管轄区域内の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式を採用する。
- ・人口及び消防本部の規模が大きい、小田原市を受託自治体とすることが適当である。

#### (1) 適切な消防サービスの提供

- ・一部事務組合方式については、全体の経費について費用按分することから管轄区域内において概ね均一の消防力水準を備えるよう配慮がなされるメリットがある一方、各市町の実情に応じた対応が難しい部分もある。
- ・事務委託方式については、1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能である。

#### (2) 経費の縮減

- ・一部事務組合方式については、各市町が同じ立場で運営に参画できるというメリットがある一方、組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が発生することから、経費の縮減を図る上では事務委託方式の効果が大きい。

## 2 消防行政に係る意見調整組織の設置について

- ・委託事務の管理及び執行に関し、委託市町の意向を反映するとともに、消防行政の現状等について小田原市から情報提供及び説明等を行なうほか、消防行政の推進に係る協議の場として意見調整組織を設置し、広域化後の事務の円滑な実施を図る。

(協議第1号 広域化の方式について) 関係資料

広域化の方式

消防の広域化の方式と比較

	事務委託方式	一部事務組合方式
関係法	地方自治法第252条の14	地方自治法第286条
団体	普通地方公共団体	特別地方公共団体
設置手続	県知事へ届出	県知事へ申請(許可必要)
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体はその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。</li> </ul>
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。</li> </ul>
メリット デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。</li> <li>他の方式と比較して財政負担が少ない。</li> <li>責任の所在が明確。</li> <li>消防行政に関する各市町の関与が希薄。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力水準が概ね均一。</li> <li>一方で、各市町の実情に応じた対応が課題。</li> <li>各市町が同じ立場で運営参画可能。</li> <li>組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が必要。</li> </ul>

消防広域化の方式には、事務委託方式、一部事務組合方式のほか、広域連合方式がある。広域連合方式は国、県から直接、権限委託を受けるものであり、この方式を採用している地域は、消防事務のほか複数の事務を広域的に処理するために設置している例である。

現に市町村が権限を有している消防事務のみ広域化する県西地域においては、事務委託方式、一部事務組合方式の2方式のうちから選択することとし、検討の結果、前記のとおり事務委託方式を適当とした。